

〔研究ノート〕

我が国のソーシャルワーカー「共通倫理綱領」策定の経過に関する研究

秋山智久

1 社会福祉専門職における倫理綱領の位置と研究

専門職における倫理綱領は、専門職の成立条件の中でも、最も重視される要素である。古くは、「ヒポクラテスの誓い」、「ナイチンゲール誓詞」など、専門職のあり方を決意し、明文化したものは、専門職の姿勢を世に顯かにするものとして、有名である。

そして今日では、上記の医者や看護師以外にも、弁護士、公認会計士、司法書士、理学療法士等の専門職は倫理綱領を表明している。

社会福祉専門職はどうであるか。例えば、我が国社会福祉専門職のあり方に多大な影響を与えた二つの社会福祉専門職研究の中での倫理綱領の位置を考えてみよう。

1) 社会福祉専門職とは何を意味するのか、我が国でもまだ不明であった1950年代に社会福祉専門職の研究に取り入れられたのは、米国のカリフォルニア大学バークレイ校の教授であったアーネスト・グリーンウッド (Ernest Greenwood) の社会福祉専門職の五条件の研究であった。これは米国において七つの社会福祉団体（五つのソーシャルワーカー協会と二つの研究会）が、1955年に一つの組織「全米ソーシャルワーカー協会」(National Association of Social Workers: NASW) の機関誌 *Social Work*(1) に掲載された「専門職の属性」(Attribute of a Profession) であった。この論文はいち早く、日本社会事業大学の高沢武司によって翻訳されながらも、その掲載誌『ソーシャルワーカー』(日本ソーシャルワーカー協会) の発行部数が少

ないこともあり、また会員や他のソーシャルワーカーの倫理綱領への関心も低いこともあって、しばらく幻の論文とされていた(2)。

この研究によると、その五つの条件の中に「倫理綱領」(Code of Ethics) が位置づけられている(3)。

なおこのグリーンウッドの研究は、我が国社会福祉専門職の研究に最も影響力を与えた研究といえよう(4)。

2) 我が国において、今日のような国家資格としての社会福祉士が無かった時に、地方自治体レベルで独自の社会福祉専門職資格を構想した所が少数ではあるが存在した。その一つに、1967年に東京都社会福祉審議会が東京都知事に対して提出した答申「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申」において、社会福祉専門職とは何かを研究する資料として参考にされたのが、G.ミラーソン (Geoffrey Millerson) が発表した「資格化団体——専門職化の研究」の中で示された社会福祉専門職の六条件であった。この条件の中にも当然のことながら倫理綱領が含まれている(5)。

今日、社会福祉を構成する三大要素として国際的にも承認されているものが、国際ソーシャルワーカー連盟が2000年にカナダ・モントリオールで開催した世界会議において改正・採択したValue, Theory, Practiceの三つである（これ以前には、Knowledge, Skill, Valueであったが、同じ内容で表現を変え、価値を最初に持ってきた）。

この価値（観）を同じ専門職で確認しあい、明文化したものが「倫理綱領」なのである。つまり「倫

理綱領」は専門職がそのアイデンティティを自覚し、仲間意識と使命感を確認する最も重要な価値の表現なのである。

2 「共通倫理綱領」への日本社会福祉学会の意見

倫理綱領が実践の場において、どのような機能を果たすのかに関しては、本論の後に資料1として添付する「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案」(2002・10・17)に対する日本社会福祉学会の意見(資料2, 2002・12・28)の中に、筆者の意見として、四つの機能を述べておいた。

これまでの経緯を述べれば、日本社会福祉学会は2001年の理事改選に合わせて、新理事会は今日の社会福祉の重要課題として「社会福祉における価値と倫理」を取り上げ、それを検討する「社会福祉と倫理特別委員会」を2001年10月に設置した(そして筆者がその委員長に任命された)。

この委員会は二つの小委員会を持つこととなり、「社会福祉研究と倫理小委員会」は当期の理事5人で構成され(小委員長を筆者が兼ねる)、2004年10月の学会総会で承認された「日本社会福祉学会研究倫理指針」(11カテゴリー38項目)を検討してきた。

一方「社会福祉実践と倫理小委員会」は生命倫理や法学における倫理等を専門とする理事会以外の学会員を指名し、諸分野における実践での倫理を検討してきたのである(小委員長は筆者兼職)。その論議の最中に、現行の「日本ソーシャルワーカーの倫理綱領」(日本ソーシャルワーカー協会と日本社会福祉士会が採択している)を改正するために他の2団体にも働きかけて、日本のソーシャルワーカー4団体が共通倫理綱領の策定を目指して「改訂案」を公表した。そしてこれに対し、広くパブリックコメントを求めることが、2002年10月17日に案の公表と共に行われた。そこで当小委員会は、理事会の意向もあって急遽、その研究テーマの焦点をこの「共通倫理綱領」に絞ったのであった。

そして、2002年12月には、「ソーシャルワーカーの倫理綱領改訂案」に対し、日本社会福祉学会の名前で、A4判5枚の「意見」を提起したのである。

この「意見」は、倫理綱領の意義や内容といった総論から、「改訂案」の字句に対する細かい指摘などを含んでいた。そのこともあり、また、他の団体(例えば、日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会など)からの意見もあり、当初、2003年中に決定される筈であった「共通倫理綱領」の検討を、4団体の「倫理綱領検討委員会」は慎重に作業を行い、2003年秋に2度目の「改訂試案」を提出し、再びパブリックコメントを求めた。そこで本小委員会は再度、丁寧な検討を行い、2003年12月に再度「意見」(資料4, A4判5枚)を提出したのであった。

本論の後に添付した資料2はその「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案への日本社会福祉学会の意見」である。そしてこの時は年末年始という時間的制約もあり、本委員長(筆者)の意見を、学会会長と事務局長が検討した後、委員会委員長名で提起したものである。

これら二つの「意見」は、日本社会福祉学会理事会としては、全文を提案文書として提出することの合意を得ることが時間的な問題や種々の立場性からできなかったが、委員会の正式な文書は提起されたままになっており、どのような「意見」を学会が提示したかは、4800人の日本社会福祉学会会員も知らないままである。そこで、本研究はこれを「プロセス情報」として紙面に掲載して、我が国における社会福祉実践に重要な意味を持つ共通の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に対する日本社会福祉学会の意見を記録しておこうとするものである。

この研究ノートは、我が国の社会福祉実践に重要な記録を留めておくと共に、その記録(つまり「日本社会福祉学会からの意見」資料2および4)は、筆者が委員長として意見を徴し、記録し、執筆したものであり、筆者の文章(文責)である。

3 共通倫理綱領の策定の経過

この共通倫理綱領の策定過程に関しては、日本社会福祉士会の倫理委員会委員長を2004年6月まで務めた岡田誠氏が、詳しく記述している(6)。本論では、我が国のソーシャルワーカー諸団体の倫理綱領の策定の経過を箇条書きにまとめてみたい。

- 1960年9月
日本医療社会事業家倫理綱領（最終案）
が大阪支部の検討から提起（前文、5節、
15項目）。
- 1961年
日本医療社会事業協会・定期総会で「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」を採択
(前文と5項目)。
- 1986年4月26日
日本ソーシャルワーカー協会総会において「日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領」を採択・宣言（前文、5領域、17項目）(7)。
- 1988年6月16日
日本精神医学ソーシャルワーカー協会倫理綱領採択（第24回沖縄大会）、99年「精神保健福祉士協会倫理綱領」と改称。
- 1989年3月30日
日本医療社会事業協会に対し、厚生省健康政策局長が「医療ソーシャルワーカー業務指針」（同年2月報告）を普及依頼。
- 1993年1月15日
日本社会福祉士会設立大会時に、独自の倫理綱領を策定せず、86年の倫理綱領を「日本ソーシャルワーカーの倫理綱領」として採択決議（八王子大学セミナーハウス）。
- 1995年1月20日
日本社会福祉士会が社団法人化した後も、この「日本ソーシャルワーカーの倫理綱領」を会の倫理綱領として継続採択。
- 1999年6月
日本社会福祉士会倫理綱領委員会設置。
実施した本部役員と支部に対するアンケートにはなお日本社会福祉士会独自の倫理綱領策定という意見も多数。
- 2000年8月
日本ソーシャルワーカー協会倫理問題委員会委員長（代行長谷川重夫）より日本社会福祉士会倫理委員会に倫理綱領の改定作業を共に行うことの申し入れ。日本社会福祉士会は同意し、合同で改定作業委員会を組織。また独自の倫理綱領を策定
しようとしている日本精神保健福祉士協会とも共同の歩調が取れないかを打診(8)。
- 2000年12月19日
日本ソーシャルワーカー協会と日本社会福祉士会は、現行の倫理綱領の改定作業に着手。
- 2001年3月17日
2回目の作業より、社団法人日本医療社会事業協会が参加。「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂のための合同作業委員会」（略称、合同作業委員会）を設置する（各団体3人の委員）。
- 2002年10月17日
合同作業委員会は「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案」を公表（本研究資料1）。パブリック・コメントを求める。
- 2002年12月28日
日本社会福祉学会は同学会「社会福祉と倫理特別委員会」（委員長秋山智久）の提出した「意見」を会長（大橋謙策）および事務局長が検討の後、学会の意見として合同作業委員会に提示（A4判5枚：本研究資料2）。
- 2002年12月28日
作業委員会を構成する3専門職団体の代表とオブザーバーの日本精神保健福祉士協会の代表（今後の改定作業に参加の意向表明）による「代表者会議」が開催。進行中の国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の倫理綱領の「ソーシャルワークにおける倫理－原則に関する声明」にも注目、対応することの確認。
- 今後の対応や作業を「社会福祉専門職団体協議会（略称、社専協）」に倫理綱領委員会を設置して、そこで行うこと同日、合意。
- 2003年1月25日
日本社会福祉士会「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂試案」を公表（本研究資料3）。
- 2003年2月21日
「社専協・倫理綱領委員会」第1回会合、

その後、2ヶ月に1回の会議。

2003年7月

社団法人日本社会福祉士会倫理委員会
「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂試案 詳細解説」リーフレットを発行
(A4判, 30ページ)。

2003年12月26日

日本社会福祉学会「社会福祉と倫理特別委員会」はこの「改訂試案」に対し「意見」を提出（委員長秋山智久名, A4判5枚: 本研究資料4）。

2004年6月30日

「日本ソーシャルワーカーの倫理綱領」
(改訂最終案 委員長仲村優一名, A4判4枚: 本研究資料5)が公表。

2004年10月2~6日

国際ソーシャルワーカー連盟世界会議
(豪・アデレード)で「国際ソーシャルワーカー連盟・ソーシャルワークにおける倫理-原理に関する声明」採択。

[今後の予定]

2005年, 社会福祉専門職団体協議会(社専協)
加入のソーシャルワーカー4団体のそれぞれの年次総会で, この共通倫理綱領を採択の予定である。

2005年5月 日本ソーシャルワーカー協会総会
5月 社団法人日本医療社会事業協会総会
6月 社団法人日本社会福祉士会総会
7月 日本精神保健福祉士協会総会

以上, 社会福祉専門職における倫理綱領の位置と過去の研究, および我が国のソーシャルワーカー4団体が策定を検討してきた「共通倫理綱領『ソーシャルワーカーの倫理綱領』」の策定経過を時系列的に追ってみた。

またその共通倫理綱領に対する日本社会福祉学会の意見についても述べた(9)。

こうした地道で誠実に検討された, 我が国のソーシャルワーカーに極めて重要な「倫理綱領」が, ソーシャルワーカー団体で採択され, 真に「共通」なものになることを期待すると共に, これが, ソーシャ

ルワーカーの日常の業務の中で, 生きた価値観と専門職としての態度の表明として, 社会福祉利用者(クライエント)のためと, 我が国の社会福祉の向上に役立つものとなることを心から願うものである。

注・引用文献

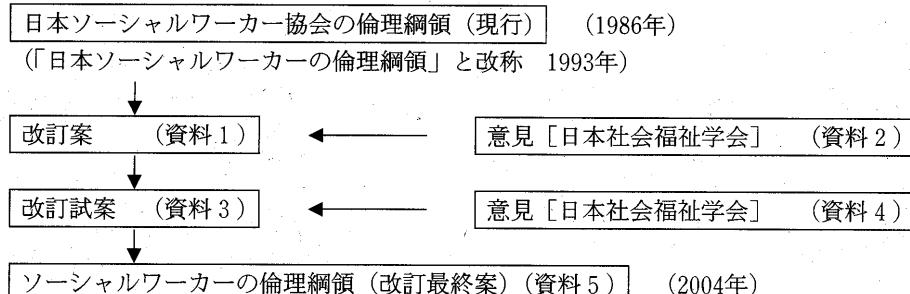
- (1) Ernest Greenwood, "Attribute of a Profession", *Social Work*, Vol.2, No.3, 1957, NASW.
- (2) 高沢武司「専門職業の特質」「ソーシャルワーカー」No.1, 1961年1月, 日本ソーシャルワーカー協会。
- (3) そのグリーンウッドの五条件は次の通りである。
①体系的理論, ②専門職的権威, ③専門職的副次文化, ④社会的承認, ⑤倫理綱領, 他にわずかに組織化について触れている。
- (4) 社会福祉専門職の体系的な研究の初めは, 1915年にアブラハム・フレックスナー(Abraham Flexner: ニューヨーク普通教育委員会事務局次長)が全米慈善・矯正会議(National Conference of Charities and Corrections)のボルティモア会議で行った講演「ソーシャルワークは専門職か」(Is Social Work a Profession?)であるが, その専門職の7規準(後に6規準に訂正)には, 倫理綱領は含まれていないが, 当時の社会福祉専門職の実態からして, そこに特に欠如している五個の要素の5番目に「専門的実践のための綱領」があると指摘している。
- (5) そのミラーソンの六条件は次の通りである。
①理論と技術, ②教育訓練, ③公衆の福祉, ④テストによる能力証明, ⑤組織化, ⑥倫理綱領。
- (6) 岡田 誠「我が国のソーシャルワーカー団体の共通倫理綱領」, 秋山智久他・同志社大学社会福祉学会編『社会福祉の思想・理論と今日的課題』筒井書房, 2004年, 382ページ以下。
- (7) 本倫理綱領案が策定委員長の黒川昭登氏によって理事会に示された時には, 全文章が一枚の文であり, 区切りがなかったので, 理事として参加していた筆者が, 5領域〔原則, クライエントとの関係, 機関との関係, 行政・社会との関係, 専門職としての責務〕と, 17項目〔原則の1. 人間としての平等と尊厳, など〕のタイトルを提示し, そのまま委員会と理事会によって採用された経緯がある。
- (8) その直前の日本ソーシャルワーカー協会理事会において, 今回の「共通倫理綱領」策定に関しては, 筆者が共同作業を強く要請した。その改定作業の方針については, 注(6)383ページを参照のこと。
- (9) 当然, 日本学術会議等の他の団体からも「意見」が寄せられたのではあるが、「作業委員会」の委員の話では, この日本社会福祉学会の意見が最も量が多く, 多岐にわたり綿密であったとのことであるので, この文書を資料として記録することは意味があることと思っている。

資料

これらの策定経過における実際の文書を次に掲載しておく。それは次のようなものと、その順番である。

資料1	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂案	2002年10月17日
資料2	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改訂案への日本社会福祉学会の意見	2002年12月28日
資料3	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案	2003年1月25日
資料4	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案に対する日本社会福祉学会の意見	2003年12月26日
資料5	「ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）」	2004年6月30日

なお、これらの資料の関係は次の図のようになっている。



資料1

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂案

<序 文>

2002.10.17

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、ソーシャルワーカーが目指すべき理想の集大成であり、その理想を実現していくための「指標」である。言い換えるならば、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、ソーシャルワーカーが、専門業務を行う際の意思決定、行動の指針とするべき「価値、倫理原則、倫理基準」を示している。

ソーシャルワーカーは、日々の業務において下す判断や決定が、倫理原則、倫理基準から考え、適切かどうかを、常に振り返ることが重要である。そうした繰り返しが、理想を実現し、クライエントや他の専門職、あるいは一般社会に対して、ソーシャルワーカーへの理解と信頼を促すことにつながる。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、すべてのソーシャルワーカーに対して、倫理的な教育・訓練を行う際の重要な教材でもある。そして彼らが十分に教育・訓練を受けた後、本綱領は、ソーシャルワーカーとしての倫理的行動を判断、評価する材料となる。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」は、ソーシャルワークにおいて起こり得る、すべての倫理的葛藤への指針をすべて特定できるのではない。これについては法律や機関の方針、規程、クライエントの価値観、意思決定、信条などを考慮に入れながら、最善の選択肢を熟考する作業が必要となる。しかしながら、ソーシャルワーカーは、本綱領の示す「価値、倫理原則、倫理基準」の精神に基づき、倫理的葛藤を解決する道を探るべきである。

<前 文>

私たちソーシャルワーカーは、平和擁護・人道主義・民主主義という人類が生み出した理念にのっとり、ソーシャルワークの知識・技術・価値により、人々の問題解決を図り、ウェルビーイング（人権尊重と自己実現）を目指す。

また、ソーシャルワーカーは、社会正義の原理に基づいて、特に、差別、抑圧、疎外されたものへの能力強化（エンパワメント）を行い、彼らと共に社会変革を目指す専門職であることを宣言する。

私たちは、社会の進歩・発展による弊害が、人間同士、あるいは人間と環境との間に、社会的排除を生み出す現実を見据えて、その接点に積極的に介入し、問題を解決しようとする。

そして、ソーシャルワーカーは、ウェルビーイング（人権尊重と自己実現）を増進し、人々と共に、社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を目指すように努め、次のような国際的に承認されているソーシャルワークの定義を支持している。

(1)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

私たちソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの専門性と倫理性を確信し、その実現に向けて本綱領に定められている「価値、倫理原則、倫理基準」を、最善を尽くして遵守することを、クライエント・他の専門職・コミュニティ・一般社会並びに国際社会に対して誓約する。

<価値と倫理原則>

1. <価 値> 人間の価値と尊厳

すべての人は、かけがえのない存在であるがゆえに尊厳を有する。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、すべての人を尊厳ある存在として尊重する。

ソーシャルワーカーは、出自・人種・国籍・性・身体的精神的状況・年齢など生来の個別性を有するとともに、宗教的文化的背景・社会的地位・経済的状況など環境上の多様性を有することを認識する。

ソーシャルワーカーは、一人一人の尊厳を脅かさすことのないウェルビーイング（人権尊重と自己実現）の実現をめざす。

2. <価 値> 社会公正（正義）

社会公正（正義）は、平等、機会均等、自由、共生・連帯の精神に基づく市民社会において実現される。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、それぞれの社会は、その社会を構成するすべてのものに、最大・最良・最善の利益を提供する責任を有することを確認する。

ソーシャルワーカーは、あらゆる貧困、差別、抑圧、疎外、恐怖などから人々が自由でいられる社会の創造をめざす。

ソーシャルワーカーは、どのような社会においても、あらゆる人々の人権が擁護され、社会公正（正義）が達成されるよう社会の変革をすすめる。

3. <価 値> サービス（貢献）

すべての人のウェルビーイング（人権尊重と自己実現）と社会公正（正義）に対するサービス（貢献）をめざす

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、すべての人のウェルビーイング（人権尊重と自己実現）と社会公正（正義）の推進のためにサービス（貢献）する。

ソーシャルワーカーは、あらゆる人が社会的に機能する力を信じ、その人らしい自己実現を支援する。

ソーシャルワーカーは、社会公正（正義）の原理が保持されている社会をめざす。

4. <価 値> 誠 実

ソーシャルワーカーは、常に誠実である。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーの誠実には、正直・公平などを含む。

ソーシャルワーカーは、誠実を利用者、同僚、他の専門職、社会に対して約束する。

ソーシャルワーカーは、常に誠実であり、利用者、同僚、他の専門職、社会から信頼される行為をする。

(2)

5. <価値> 専門的力量

ソーシャルワーカーは、専門的力量を適切に發揮する。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、自らの力量の範囲を認識し、適切な専門的力量を發揮する。

ソーシャルワーカーは、自らの知識・技術・機能などの力量と立場上の役割・任務に熟知している。

ソーシャルワーカーに求められる適切な専門的力量は、人間と社会に関するさまざまな条件のもとで、人間と社会のニーズに関わって發揮される。

<倫理基準>

1. クライエントに対する倫理責任

① クライエントとの関係

ソーシャルワーカーは、クライエントと専門的援助関係によって結ばれ、ソーシャルワーカー個人の目的のための関係であってはならない。

② クライエントの利益の最優先

ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、クライエントに対するサービスを最優先に考え、私的な利益を目的としてはならない。

③ クライエントの自己決定の尊重

ソーシャルワーカーは、クライエントの自己決定を最大限に尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用していくように援助する。しかし、クライエントの選択が重大な危険をもたらすと判断する場合には、これを制限することがある。

④ 意思決定能力の低下したクライエントへの対応

ソーシャルワーカーは、意思決定能力の低下したクライエントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

⑤ 受容

ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、クライエントをあるがままに受容する。

⑥ 説明責任と意思確認

ソーシャルワーカーは、クライエントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、クライエントの意思を確認する。

⑦ プライバシーと秘密の保持

ソーシャルワーカーは、クライエントのプライバシーを最大限に尊重しなければならない。クライエントや関係者から情報を得る場合は、業務上必要な範囲にとどめ、その情報を秘密に保持し、第三者に提供してはならない。

⑧ 情報の他者への開示

ソーシャルワーカーは、法的に要請される場合、クライエントに関する情報をその要請の範囲で開示することがある。その場合、本人と識別できる方法を避け、可能な限り事前に本人、あるいは本人に代わり法的権限のある者の同意を得なければならない。

⑨ 情報の共有

ソーシャルワーカーは、クライエントに関する情報を電子媒体等により共有する場合、その情報の秘密性を保障できるよう最善の方策を用い、かつ慎重でなければならない。

⑩ 性差の尊重

ソーシャルワーカーは、クライエントに対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(3)

2. 実践現場における倫理責任

① 最良の業務遂行の責務

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく發揮する。

② 他の専門職等との連携・協働

ソーシャルワーカーは、相互の専門性を尊重し、他の専門職と連携・協働する。

③ 実践現場と綱領の遵守

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場との間で倫理的ジレンマが生じるような場合、実践現場が本倫理綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。

④ 業務改善の推進

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場において、業務の点検・評価を行い、業務改善を推進する。

3. 社会に対する倫理責任

① 社会におけるソーシャル・インクルージョン

ソーシャルワーカーは、あらゆる人々を摩擦、孤立、抑圧などから守り、社会におけるソーシャル・インクルージョンの精神を生み出せるよう努める。

② 社会への働きかけ

ソーシャルワーカーは、クライエントの問題解決及び社会に見られる不正義を改善するため、専門職としての知識や技術を、行政や政策、計画などに反映させる。

社会的な不正義に立ち向かうとき、クライエントや実践現場、他の専門職と連携・連帯し、最善で効果的な方法により働きかける。

③ 国際社会への働きかけ

ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーとの交流と協力・連帯し、国際社会に働きかける。

4. 専門職としての倫理責任

① 専門職の啓発

ソーシャルワーカーは、専門職としての業務内容を、クライエント・他の専門職・市民に啓発し、この専門職の社会的声価を高める。

② 声価の保持

ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の声価を損なうような場合、その事実を知らせ必要な対応を促す。また、自らの業務上の立場を利用して、信用失墜行為を行ってはならない。

③ 専門職の擁護

ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯しその立場を擁護する。

④ 専門性の向上

ソーシャルワーカーは、常に社会の動向を敏感に察知し、クライエントの新しい問題に対応するために専門性の向上を図る。

5. 特別の役割における責任

① 教育・支持、訓練、監督及び評価

ソーシャルワーカーは、自らの管理と権限の下にある者や実習生に対して、適切な教育・支持、訓練、監督及び評価などの機能を担う。

② 調査・研究

ソーシャルワーカーは、調査・研究におけるすべての過程で倫理性を確保し、適切な結果を展望できる範囲で関与する。もし、調査・研究の害が予知できるような場合、直ちにその調査・研究を見直し、結果に対する影響が拡大することを回避する。

以上(4)

資料2

2002. 12. 28

「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』の改訂案への 日本社会福祉学会の意見」

日本社会福祉学会

「社会福祉と倫理特別委員会」 委員長 秋山 智久

2002年10月17日付けの上記の改訂案に対し、「改訂のための合同作業委員会」が全国の社会福祉関連団体に意見を求めていたことに、日本社会福祉学会は以下の意見をまとめ、ここに提出します。この意見は本会の「社会福祉と倫理特別委員会」が慎重に検討した結果を全国理事に提示し、その意見を加えたものです。

1 結論

改訂案は良く練られたものであります、なお、多くの問題点や誤解を招く部分もありますので、今後しばらくの間（願わくは1年間くらい）慎重に検討されることを提案いたします。その際、改訂検討の内容とプロセスを今回のように社会福祉関連団体に公開され、それらからの意見を検討し採り入れてくださいますことを要望いたします。

その際、新しいメンバーを入れると共に、検討委員を拡大して全国レベルでの開かれた論議が必要です（今回のように単に意見を聴取するというのではなく、同じ場で検討することが必要です）。また、その検討委員に本学会からもメンバーを参加させていただきたいと思います。

（ちなみに、平成13年3月29日の文部科学省・厚生労働省・経済産業省の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」はパブリック・コメントを求めた結果、577の項目の2割が修正されています。）

このことは、我が国のソーシャルワーカーの実践を向上させるために社会福祉関係者が全体として取り組むことが重要であると共に、過去、社会福祉士の国家試験に倫理綱領の内容が出題されてきたという重大性に鑑み、ぜひ実行していただきたいことと考えます。

2 倫理綱領に対する考え方

専門職の倫理綱領は、1) 専門職として目指すべき価値や目的を現し、2) 望ましい実践と向かうべき方向を指示し、3) 専門職の採るべき態度や姿勢を明確にし、また4) 望ましい行動指針の元となるべきものあり、5) 専門職団体が利用者と外部の諸団体にそのあり方を示すものあります。そしてさらに、6) この倫理綱領に背いたメンバーに断固たる姿勢を組織として取るための根拠となるものあります。

その倫理綱領の機能は、次の四つが考えられます。1) 価値志向的機能、2) 教育開発的機能、3) 管理的機能、4) 懲戒的機能。

その中心的に存在する価値には、A.一般社会の価値観と、B.専門職としての特定な価値観があるはずですが、この倫理綱領にはAは入っているのか（それは何か）、Bがあるのか、さらに、C.ソーシャルワーカーとしての（3ソーシャルワーカー団体としての）独自な価値観があるのか、という基本的な検討から出発することが必要です。

3 基本的な疑問

次のような基本的な疑問と要望があります。

- ① 3ソーシャルワーカー団体は、なぜ前の（現在の）倫理綱領を改訂する必要があるのかを話し

合っていたとしても、外部の社会福祉関連団体にはその理由が伝わっていない。そこで改訂の必要性をまず示していただきたい。

② 改訂のプロセスと主要な論議を示していただきたい。

③ なぜ精神保健福祉士協会が参加していないのか（日本ソーシャルワーカー協会の理事会では、是非、同協会の参加も求めてほしいという要望があったはずです）。

4 重要な検討課題

次のような10点の重要な検討課題があります。

① 仲間内の指摘やかばい合いでなく、外部の関係団体と利用者に告白するものであることが必要です。

② 含められた内容を実行できる「付属的なシステム」が必要です。例えば、各ソーシャルワーカー団体内での、この倫理綱領に対する研修やその理解度に関する試験などです。

③ 倫理綱領に拘束力（強制力）を持たせることが必要です。例えば、重大な違反を犯したメンバーを除名すると共に、他のソーシャルワーカー団体にも入会できないなどの措置が必要です。

④ ソーシャルワーカー団体に加入していない専門職にも守ってもらえるような格調の高いものにする必要があります。

⑤ どこまでの内容の細かさが必要であるかの基準が必要です。ガイドラインなら、細部にわたるものとなります。

⑥ 専門職としてこの倫理綱領を守っていれば、外部からはその実践が批判されないといった具体的な基準となるものが必要です。（全米ソーシャルワーカー協会が直面している多くの訴訟を想起して下さい。）

⑦ ⑥を実行するためには、今後も倫理綱領を改訂し続けていくことが必要ですし、そのための常設の倫理綱領委員会の設置が必要です。

⑧ さらに各ソーシャルワーカー団体でのそのソーシャルワーカー団体に合った行動指針が必要となり、時代に沿ったその改訂が必要です。その根本には倫理綱領の作成過程において拒否権とはいわないまでも、各ソーシャルワーカー団体の意見の最大限の注入が必要です。

⑨ 現在、改訂が検討されている国際ソーシャルワーカー連盟（I F）の「ソーシャルワークにおける倫理・原理に関する声明」との調整が必要です。むしろその I F の倫理綱領を基準に我が國のものを作成するという方向も考えられます。例えば、I F の 4-2 の③の中の「資源の公正な配分」という考えはソーシャルワーカーにとって重要でありながら、日本の改訂案にはそれが入っていません。

また今日では極めて重要な「コミュニティ」という視点が、前文の最後にわずかに入っているだけです。

⑩ こういう検討には根本的に、「人間とは何か」「社会とは何か」「専門職とは何をするのか」という考察や理解が必要であるのでしょう。従来の内外の倫理綱領の寄せ集めではそうした統合的な人間観・世界観が欠けることになります。

5 改訂案の検討の視点

改訂案の条項を細部にわたって検討していくために、次のような視点が必要です。

- 1) その構造・構成は妥当か
- 2) その理念や考えは正しいか（今日の状況で一般的に）
- 3) その表現や内容は適切であるか
- 4) その用語や字句の用法は正しいか

こうした視点と上に述べた基本的な考え方に基づいて、本特別委員会は「改訂案」の各条項に対して、次のような見解を表明いたします。

6 内容（条項）に対する具体的な指摘

A 〈序文〉について

これは「基本的な姿勢」なのか、「理想の集大成」（むしろ理念ではないか）、「指標」なのか、「教材」なのか、解釈の指針なのか、倫理綱領とは何かを説明したものなの（果たして倫理綱領そのものにそれが何であるのかという説明が必要なのか）が不明である。

別紙で、1) 改訂の動機（理由）、2) 見直しの基本姿勢、3) 改訂のねらい、4) 改訂の過程、5) 倫理綱領の説明、を記述すればいい。

B 〈前文〉について

根本的な精神、姿勢、価値、目標を示すものであり、何を根拠にしたかが必要である（前の倫理綱領、日本国憲法、世界人権宣言などから採り入れているなら明示する必要がある）。

1行目：主義でまとめるなら、平和主義ということになる。しかし人道主義より人間の尊厳（または日本国憲法に従って個人の尊重）の方がいい。

2行目：IFに従い、価値・知識・技術（モントリオール改正では、価値・理論・実践）の順ではないか。

「問題解決」を図るのみか。

ウェルビーイングは（人権尊重と自己実現）なのか、国家試験に出たらこれで正しいか。

5行目：同様に能力強化は（エンパワメント）なのか、エンパワメントはアドボカシーの下位概念であり、ここはアドボカシーでいいのではないか。

2ページ

2ページの最初の5行は繰り返しであり、不要である。もしくは最初から国際ではとのみ述べた方がいい。重複は不要である。

1行目：ウェルビーイング（イが抜いている）は人間の福利という別の訳がある（これで国家試験でいいのか）

つまり（ ）の中が、訳なのか、説明か、併記なのかが混乱している。

英語等の意味を明確にしたいのなら、後ろに用語解説を載せることも可能であるが、倫理綱領としては低調となる。

しかし倫理綱領が内側のメンバーを規制し、外側に宣言するものであれば、つまり倫理綱領は内と外の双方に向くものであるなら、外に対し「用語説明」もあるであろう。前文に、ソーシャルワーカー団体としての責任を示す倫理綱領である旨と、また時代の状況に応じて、見直されるべきものであることを付け加えるべきである。

8行目：……一般社会並びに国際社会に対して「明言し、自らに誓約」をするのではないか。

C 〈価値と倫理原則〉

1 〈価値〉 人間の価値と尊厳

最初に、次のような「価値を認め、倫理原則に従って、倫理基準を実行する」という三つの用語の間の関係を示す。

〈価値〉：人間の価値と尊厳はどう違うか（カント哲学では人間を価値で見てはならないとする）

〈倫理原則〉 2行目：ソーシャルワーカーは、利用者の出自・人種…

4行目：認識する→だけではなくて、尊重する

5行目：一人ひとり

脅かす

2 〈価値〉 社会正義

2行目：実現される→実現をめざす

〈倫理原則〉

最初の2行、つまり「ソーシャルワーカーは……最大・最良・最善の利益を提供する責

任」などと振りかぶらない方がいい。そのようなことができるのか。専門職の専門職たるゆえんは、おのれの限界を知ることにある。

3 行目：……恐怖などから利用者が自由でいられる

3 <価値> サービスは（貢献）なのか。訳？か、説明か、併記か。

<倫理原則> の 5 行目：は 2 の社会正義に移す。

4 <価値> 誠実

ソーシャルワーカーは利用者に対して誠実である。

倫理綱領は専門職の倫理であって、国民一般の、人間としての教育的な徳目ではない。

<倫理原則>

1 行目：意味不明であり、不要である。

3 ページ

5 <価値> 専門的力量

<倫理原則> 自らの力量の範囲を認識し、……熟知している。繰り返しの
この二行を一行にまとめる。

限界を知り、他の専門職に送致する旨を記述する

D <倫理基準>

このように A, B, C, D として、区分を明確にする。

1 利用者が「クライエント」になっている。つまり <倫理基準> は援助という具体的な行動におけるものであるから <クライエント> を使用するというのであれば、説明がいる。説明がないのは倫理綱領作成者のひとりよがりである。

1 の① 2 行目：ソーシャルワーカー個人の目的 → 利益を目的とする関係

⑦ 3 行目：第三者には他の専門職やスーパーバイザーが含まれるか。

⑧ 1999年のNASW倫理綱領の改訂は「可能な限り」本人の同意ではなくて、必ずし
てはいる。

「法的に要請される」に加えて「他の専門職からの要請」はどうするか。

2 行目：開示に関して、その時の条件を行動指針に明記する。また教育や訓練等にお
ける事例検討には十分に配慮することが必要である。

⑨ 情報の取り扱い

1 行目：取り扱い

4 ページ

2 実践現場における倫理責任

③ 倫理的ジレンマではなくて、倫理上のジレンマである。

3 社会に対する倫理責任

② ここにアドボカシーとソーシャルアクションの用語を使用する。

4 専門職としての倫理責任

② 2 行目：その事実を誰に知らせるのか→当該ソーシャルワーカーと然るべき関係者に。
専門職の信用を失墜させるような行為を行ってはならない。そうしたことが生じた場合には、内輪の
かばい合いを防ぎ、専門職団体の主導によってその解決を図るべきである、ことを明記する。

③ 専門職の立場ならびに専門職団体の擁護をすべきである。

5 特別の役割における責任の特別の意味が不明である。→後継者養成および調査・研究における
責任

「及び」は「および」とする。

2 行目：調査・研究の害が発生し、またはその害が予知できるよう

3 行目：回避する。事例研究や実習の場合も同様である。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案

2003年1月25日

<価値と倫理原則>

1. 人間の価値と尊厳

すべての人は、かけがえのない存在であるがゆえに尊厳を有する。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、すべての人を尊厳ある存在として尊重する。

ソーシャルワーカーは、出自・人種・国籍・性・身体的・精神的状況・年齢など生来の個別性を有するとともに、宗教的・文化的背景・社会的地位・経済的状況など環境上の多様性を有することを認識する。

ソーシャルワーカーは、一人ひとりの尊厳が脅かされることはなく、人間のウェルビーイングの実現をめざす。

2. 社会公正

社会公正は、平等、機会均等、自由、共生・連帯の精神に基づく市民社会において実現をめざす。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、社会公正が保持されている社会をめざす。

ソーシャルワーカーは、それぞれの社会は、その社会を構成するすべてのものに、最大・最良・最善の利益を提供する責任を有することを確認する。

ソーシャルワーカーは、あらゆる貧困、差別、抑圧、疎外、恐怖などから人々が自由でいられる社会の創造をめざす。

ソーシャルワーカーは、どのような社会においても、あらゆる人々の人権が擁護され、社会公正が達成されるように、社会の変革をすすめる。

3. 貢 献

人間のウェルビーイングと社会公正に対する貢献をめざす

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、人間のウェルビーイングと社会公正の推進のために貢献する。

ソーシャルワーカーは、あらゆる人が社会的に機能する力を信じ、その人らしい福祉の実現を支援する。

4. 誠 実

ソーシャルワーカーは、利用者・他の専門職・コミュニティ・社会に対して、常に誠実である。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーの誠実には、正直・公平などを含む。

ソーシャルワーカーは、誠実を利用者、同僚、他の専門職、社会に対して約束する。

ソーシャルワーカーは、常に誠実であり、利用者、同僚、他の専門職、社会から信頼される行為をする。

5. 専門的力量

ソーシャルワーカーは、専門的力量を適切に発揮する。

<倫理原則>

ソーシャルワーカーは、自らの知識・技術・機能などの力量と立場上の役割・任務に熟知している。

ソーシャルワーカーは、求められる適切な専門的力量を、人間と社会に作用するさまざまな条件のもとで、人間と社会のニーズに関わって発揮する。

<倫理基準>

1. 利用者に対する倫理責任

① 利用者との関係

ソーシャルワーカーは、利用者と専門的援助関係によって結ばれ、ソーシャルワーカー個人の目的のための関係であってはならない。

② 利用者の利益の最優先

ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、利用者に対するサービスを最優先に考え、私的な利益を目的としてはならない。

③ 利用者の自己決定の尊重

ソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を最大限に尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していくよう援助する。しかし、利用者の選択が重大な危険をもたらすと判断する場合には、これを制限することがある。

④ 意思決定能力の低下した利用者への対応

ソーシャルワーカーは、意思決定能力の低下した利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

⑤ 受 容

ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、利用者をあるがままに受容する。

⑥ 説明責任と意思確認

ソーシャルワーカーは、利用者に必要な情報を適切

な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意
思を確認する。

⑦ プライバシーと秘密の保持

ソーシャルワーカーは、利用者のプライバシーを最
大限に尊重しなければならない。利用者や関係者から
情報を得る場合は、業務上必要な範囲にとどめ、その
情報を秘密に保持し、第三者に提供してはならない。

⑧ 情報の他者への開示

ソーシャルワーカーは、法的に要請される場合、利
用者に関する情報をその要請の範囲で開示することが
ある。その場合、本人と識別できる方法を避け、必ず
事前に本人、あるいは本人に代わる法的権限のある者
の同意を得なければならない。

⑨ 情報の取扱い

ソーシャルワーカーは、利用者に関する情報を電子
媒体等により共有する場合、その情報の密密性を保障
できるよう最善の方策を用い、かつ慎重でなければならない。

⑩ 性差の尊重

ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性
的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハ
ラスメントを行ってはならない。

⑪ 虐待

ソーシャルワーカーは、虐待や暴力から利用者を擁
護し、権利侵害の発生を予防しなければならない。

2. 実践現場における倫理責任

① 最良の業務遂行の責務

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場において、
最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術
を惜しみなく発揮する。

② 他の専門職等との連携・協働

ソーシャルワーカーは、相互の専門性を尊重し、他
の専門職と連携・協働する。

③ 実践現場と綱領の遵守

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場との間で
倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本
倫理綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよ
う働きかける。

④ 業務改善の推進

ソーシャルワーカーは、所属する実践現場において、
業務の点検・評価を行い、業務改善を推進する。

3. 社会に対する倫理責任

① ソーシャル・インクルージョン

ソーシャルワーカーは、あらゆる人々を摩擦、孤立、
抑圧などから守り、ソーシャル・インクルージョンの
精神を生み出せるよう努める。

② 社会への働きかけ

ソーシャルワーカーは、利用者の問題解決及び社会
に見られる不公正を改善するため、専門職としての知
識や技術を、行政や政策、計画などに反映させる。

社会的な不公正に立ち向かうとき、利用者や実践現
場、他の専門職と連携・連帯し、最善で効果的な方法
により働きかける。

③ 国際社会への働きかけ

ソーシャルワーカーは、人権と社会公正に関する国
際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカー
との交流と協力・連帯し、国際社会に働きかける。

4. 専門職としての倫理責任

① 専門職の啓発

ソーシャルワーカーは、専門職としての業務内容を、
利用者・市民・他の専門職に啓発し、この専門職の社
会的声値を高める。

② 声値の保持

ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが
専門職業の声値を損なうような場合、その事実を知ら
せ必要な対応を促す。また、自らの業務上の立場を利
用して、信用失墜行為を行ってはならない。

③ 専門職の擁護

ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることが
あれば、専門職として連帯しその立場を擁護する。

④ 専門性の向上

ソーシャルワーカーは、常に社会の動向を敏感に察
知し、利用者の新しい問題に対応するために専門性の
向上を図る。

5. 特別の役割における責任

① 教育・支持、訓練、監督および評価

ソーシャルワーカーは、自らの管理と権限の下にある
者や実習生に対して、適切な教育・支持、訓練、監
督及び評価などの機能を担う。

② 調査・研究

ソーシャルワーカーは、調査・研究におけるすべて
の過程で倫理性を確保し、適切な結果を展望できる範
囲で関与する。もし、調査・研究の害が予知できるよ
うな場合、直ちにその調査・研究を見直し、結果に対
する影響が拡大することを回避する。

2003. 12. 26

「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂試案に対する 日本社会福祉学会の意見」

日本社会福祉学会「社会福祉と倫理特別委員会」
(委員長 秋山智久)

2003年1月25日に日本社会福祉士会によって整理・公開された上記の倫理綱領改訂試案に関し、日本社会福祉士会は意見を聴取する機会を提供しています。そこで日本社会福祉学会の上記の特別委員会は既に日本社会福祉士会・倫理委員会に連絡し、その了承を得ておりますので、今回この「改訂試案」に対し、意見を述べさせていただくことといたします。

なおこの意見は上記の日本社会福祉学会の「社会福祉と倫理特別委員会」の中の「社会福祉実践と倫理委員会」が時間をかけて、綿密に検討した結果です。この委員会は2003年1月に前の「改訂案」にA4判5枚の意見を提出させていただいた同じ委員会です。

1 意見の結論

この改訂試案は前の改訂案を4ソーシャルワーカー団体が検討されただけあって、以前のものよりすっきりとして用語等も吟味されていると思われます。各団体の担当者のご努力に敬意を表したいと存じます。

しかしながら次の如き、幾つかの点で疑問や意見等がありますので、それらを以下のように整理して提出させていただきます。

その結果、社会福祉専門職団体協議会としてこの「改訂試案」をさらに改正された箇所が生じた場合、本学会にも一報くださいますようにお願い申しあげます。

2 構成への意見

1) 〈価値と倫理原則〉その中の〈倫理原則〉そして後の述べられる〈倫理基準〉の位置関係がわかりにくいので、全体に記号をつけていただきたいかがでしょう。

例えば、A 〈価値と倫理原則〉その中の、a 〈倫理原則〉そして後の述べられるB 〈倫理基準〉などの方法です。

2) 「倫理綱領」の「前文」が必要と思います。

【理由】前(現行)の「日本ソーシャルワーカーの倫理綱領」や全米ソーシャルワーカー倫理綱領にも前文があり、倫理綱領全体の価値観とソーシャルワーカーの姿勢を端的に示しています。これが無いと全体のバランスが欠け、倫理綱領そのものがソーシャルワーカー団体やソーシャルワーカー自身にどういう意味があるかが、示されないこととなります。

その際、この前文は、前回の「改訂案」で書かれた「倫理綱領」とは何であるかという解説ではなくて、倫理綱領全体の姿を短くともストレートに表すものとなる必要があります。例えてみれば、日本国憲法前文には、後の103条には無い崇高な内容が含まれているが如きです。

3 〈価値と倫理原則〉への意見

「詳細解説」の第4章に「逐条解説」がありますが、「倫理綱領」が公表・使用される時は、いつ

もこれらの解説が同時に手許にあるわけではありませんから、〈倫理綱領〉それ自体の表現は明快で誤解がない日本語でなければならないと思われます。またこの「解説」の存在を知らない第三者は、暗黙の内にこの「解説」を了承した上でこの「倫理綱領」に従うということになるのでしょうか。

そこで次のような意見を提起いたします。

- 1) 1～5はレベルの違うものが単に列挙されています。例えば1, 2は目的的な価値ですが、3～5は手段的な価値です。
- 2) 2の「社会公正」という日本語は熟していない語です（文中に数ヵ所使用されています）。社会的公正なり社会正義なりが日本語です。社会正義の名の下に米国が不正をしているから社会正義の語は使用しないとの理由が伝わってきましたが、もしそれが事実なら、米国が悪いのであって、「社会正義」という語 자체が悪いではありません。
- 3) 2の主語・述語は「社会公正は……実現をめざす。」となっていますが、何の実現を誰がめざすのか、意味不明です。
- 4) 2の〈倫理原則〉の4行目の「最大」の利益を提供する責任がソーシャルワーカーにあるのでしょうか。これは政治の課題となってきます。
- 5) 4の貢献の最後の行の「福祉」の実現の「福祉」の意味が不明です。そこでいわれている「ウェルビーイング」のことですか？
- 6) 4の〈倫理原則〉の3行目「ソーシャルワーカーは、誠実を……に約束する」は日本語としてこなれていません。「誠実であることを」または「誠実に…する」という表現であると思います。次の2行との関係で「約束」し「行為」することが文章として同じことを繰り返し、煩雑です。またソーシャルワーカーの基本的態度（価値）は「誠実」で包括されますのでしょうか。
- 7) 5の〈倫理原則〉の2行目ソーシャルワーカーは今・本当に「熟知している」のでしょうか。「熟知するように努力する」のか「熟知することを目指す」のか、全般的に既に「ある・いる」ことと今後「目指す」ことが混在しているようです。

4 〈倫理基準〉への意見

- 1) 1の②の後半「私的な利益を目的としてはならない」は一般的にはその通りですが、こう断言すると、例えば介護保険の指定業者に雇用されるソーシャルワーカー達の立場が困難になるのではないでしょうか。「私的な利益を最優先してはならない」ということでしょうか。
- 2) 1の④の「能力の低下した利用者」というのは暗黙の内に〈成人〉を意味しているのでしょうか。ならば〈低い〉とされる児童への大人の「監護教育権」（民法820条）は対象から除外されているのでしょうか。また「利益と権利」の擁護とありますが、アドボカシーは「生活と権利」の擁護であって「生活支援」が入ってきます。
- 3) ⑥は「わかりやすい表現を用いて、可能な限り文書で提供し」とした方がいいと思われます。
- 4) ⑦はその通りですが、後輩の育成や事例集の作成などを考慮すると、「本人の承諾なしに第三者に提供してはならない」ということになるのでしょうか。
- 5) ⑧において、本人との〈契約〉によって「いかなる場合も開示しない」ことをどう盛り込むのでしょうか。我が国では米国と違ってこうした倫理上のディレクションの事例と研究が遅れていると思われます。
- 6) ⑧に関連して「本人自身の請求に基づく情報開示」の項はどこに入るのでしょうか。
- 7) 2の①の「所属する実践現場」の意味が不明です。単に実践現場ではいけませんか。所属しない場でのスーパービジョンやコンサルテーションはどうなるのでしょうか。
- 8) ②の「他の専門職等」の等の意味は何でしょうか。②の文中には「等」はありません。また表現を「他の専門職と連携・協働し、相互の専門性を尊重する」とひっくり返した方がいいと思われま

す。

なお「専門性・専門職性・専門職制度」の概念が混同している現状からして「専門性（研究レベルの語）」「専門職性（実践レベルの語）」「専門職制度（システムのレベル）」と考えて、この場合「専門職性」とすることを提案いたします。

9) ③も「所属する実践現場」だけでしょうか。ソーシャルワーカーのソーシャルアクションは所属に限定されないと考えられます。

10) ⑧のタイトルも「倫理綱領遵守の推進」を入れた方が内容を表しています。

11) ④の項目は「倫理責任」か「努力目標」か「義務規定」かを考える時、「業務改善を推進しなければならない」とした方が適切かと思われます。

12) 3の②のように、ソーシャルワーカーとしては当然のことがあえて明文化するのでしょうか。ソーシャルワーカーとはもともと前提として②のような存在なのではないでしょうか。

13) 4の②は誰に「その事実を知らせ」なのでしょうか。また「必要な対応」の中身こそが倫理綱領で教えてもらいたい内容です。

14) 4の④も前記の理由で「専門職性」とすることを提案します（文中も）。

15) 5の「特別な役割」の特別に意味が不明です。「直接的な実践以外」という意味でしょうか。またタイトルの「責任」は単なる「責任」でなく「倫理責任」という限定があるかと思います。

16) 5の②の「適切な結果」の部分を「適切な手続きと結果」とし、「人権擁護と調査・研究の成果のバランスを展望できる範囲で関与する」と慎重に表現するのはいかがでしょうか。

17) 5の①の「倫理性を確保」する内容・方法こそが問題となり、ソーシャルワーカーとして聞きたい所だと思われます。そしてこの「調査・研究」こそは本社会福祉学会の重要な課題ですが、本学会が公開し、意見を求めている「社会福祉における研究倫理指針」（本特別委員会提案）をご検討の上、この文中に「日本社会福祉学会の提示する『研究倫理指針』等を参考にし」の文言を入れてくださいますと、具体的にどうすることかを調べる内容（文章）に行き着くかと思います。

5 重要意見（追加）

1) 専門職団体の出す倫理綱領としては、「懲戒規定」が欠如していると思います。倫理綱領の四つの機能（前回提出の意見に含まれている）の中の「懲戒的機能」のみがこの倫理綱領に欠けています。この倫理綱領がどう働くかという実効性からもこれは必要なことと思われます。

2) 4団体の規約の中にこの倫理綱領の位置づけを明確にする規定を入れておく必要があります（各団体の規約改正）。例えば、各団体の規約の中に「本会の会員は『ソーシャルワーカーの倫理綱領』を遵守しなければならない。」などという規定を入れることです。でなければ、規約と倫理綱領が分離し、倫理綱領を守らなくてもいい、美しい「飾りもの」として祭り上げられてしまう可能性があります。ここまでしなければ「共通倫理綱領」を作る意味と努力がなくなってしまいます。

3) 「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂試案詳細説明」の13頁の図が、倫理綱領の文中に全て表現されておりますでしょうか。

4) ソーシャルワーカーに「何を、どこまで」求めるのかを時代の流れの中で検討し続けていくためにも、4団体による常設の倫理委員会を設置し、不斷にその内容を吟味する必要があろうかと思います。そのことによって「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が第〇次案として改正されることが可能になっていくと思われます。

以上

ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）

2004年6月30日

社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会
委員長 仲村 優一

前文

われわれソーシャルワーカーは、すべての人が平等であり、価値ある存在であること、人としての尊厳を有していることを深く認識し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを明確にする。

われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊を伴う人間の疎外（反福祉）をもたらすことに着目する時、この専門職が福祉社会の維持、推進に不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職ソーシャルワーカーの職責についての一般社会の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、われわれのソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、われわれの実践の拠り所とする。

定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。

価値と原則

- I (人間の尊厳) ソーシャルワーカーは、すべての人間を、出自、人種、性、年齢、身体的・精神的状況、宗教的・文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II (社会正義) ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- III (貢献) ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
- IV (誠実) ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現をめざし、本倫理綱領を誠実に実行する。
- V (専門的力量) ソーシャルワーカーは、専門的力量を發揮し、その専門性を高める。

倫理基準

I. 利用者に対する倫理責任

- 1. (利用者との関係) ソーシャルワーカーは、利用者との専門的援助関係を自己の利益のために利用しない。
- 2. (利用者の利益の最優先) ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考え、私的な利益を目的としない。
- 3. (受容) ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、利用者をあるがままに受容する。
- 4. (説明責任) ソーシャルワーカーは、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
- 5. (利用者の自己決定の尊重) ソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していくように援助する。
- 6. (利用者の意思決定能力への対応) ソーシャルワーカーは、意思決定能力の低下した利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
- 7. (プライバシーの尊重) ソーシャルワーカーは、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。
- 8. (秘密の保持) ソーシャルワーカーは、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その情報を秘密に保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
- 9. (記録の開示) ソーシャルワーカーは、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。

- 10. (情報の共有)** ソーシャルワーカーは、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その情報の秘密を保持するよう最善の方策を用いる。
- 11. (性的差別、虐待の禁止)** ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。
- 12. (権利侵害の防止)** ソーシャルワーカーは、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

II. 実践現場における倫理責任

- 1. (最良の実践を行う責務)** ソーシャルワーカーは、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。
- 2. (他の専門職等との連携・協働)** ソーシャルワーカーは、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
- 3. (実践現場と綱領の遵守)** ソーシャルワーカーは、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。
- 4. (業務改善の推進)** ソーシャルワーカーは、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。

III. 社会に対する倫理責任

- 1. (ソーシャル・インクルージョン)** ソーシャルワーカーは、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。
- 2. (社会への働きかけ)** ソーシャルワーカーは、利用者の問題解決及び社会に見られる不正義を改善するため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。
- 3. (国際社会への働きかけ)** ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。

IV. 専門職としての倫理責任

- 1. (専門職の啓発)** ソーシャルワーカーは、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。

2. (信用失墜行為の禁止) ソーシャルワーカーは、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
3. (社会的信用の保持) ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
4. (専門職の擁護) ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
5. (専門性の向上) ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。
6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
7. (調査・研究) ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で利用者的人権を尊重し、倫理性を確保する。

経過

国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している日本のソーシャルワーカー職能4団体（日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会）は、2003年2月から合同で委員会を設け、各団体が採択している「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（1961年）、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（1986年）、「精神保健福祉士協会倫理綱領」（1988年）を改訂し、4団体合同で、新にわが国における「ソーシャルワーカーの倫理綱領」制定をめざして取り組んできた。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂に向けた取り組みの契機は、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけによる。具体的には、2000年12月19日に同会と日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織され、その後、2001年3月より日本医療社会事業協会の参加を得た。三団体による作業は、2002年10月5日までに7回の審議を経て、同年10月17日付けて『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案を公表し、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。さらに、同年12月28日には、これまで改訂作業を行ってきた3団体に加えて、日本精神保健福祉士協会が今後の取り組みに参画することとなり、4団体の会長合意のもと、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会を立ち上げることとなった。

この「ソーシャルワーカーの倫理綱領（改訂最終案）」は、同委員会の検討結果を取りまとめたものである。